平成２４年（フ）第６７６号
神奈川県大和市上草柳８丁目１番８号
債務者　松野恵太郎
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１７号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目６番７号　松野荘202号
債務者　佐藤　晃三
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１８号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目22番地の１　切替ビル202号室
債務者　柏野　尊徳
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
沖縄県宜野湾市大謝名２丁目25番12号、住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地64　シージョイビル４Ｆ
債務者　比屋根奈保美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４９号
沖縄県うるま市字赤道972番地50　赤道団地６―404
債務者　田場　律子（旧姓前門）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５３号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆468番地１　伊波アパート202、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字大木109番地２　コーポかあぐ203
債務者　玉城　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５７号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原716番地14　内間アパート101
債務者　宮城　　梢
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６４号
沖縄県沖縄市諸見里１丁目33番１号　比嘉アパート105号
債務者　小浜　房子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６８号
沖縄県うるま市勝連南風原2930番地　勝連団地２棟203号
債務者　高橋　正義
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６９号
沖縄県うるま市勝連南風原2930番地　勝連団地２棟203号
債務者　高橋　久枝
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２９６号
東京都小金井市梶野町２丁目16番６号梶野町荘Ｂ棟
債務者　伊藤美津雄
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９１号
東京都国分寺市南町３丁目２番８号ジョイフル国分寺402
債務者　内山　祐子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７７号
横浜市都筑区見花山40番12―106号
債務者　持田　義光
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７８号
横浜市都筑区見花山40番12―106号
債務者　持田　好子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２９号
横浜市港南区日野南１丁目13番13号
債務者　佐藤　裕次
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部